

○所得税法第九条第一項第十四号に規定する金品を指定する件

平成二十二年三月三十一日
財務省告示第百一十号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十四号の規定に基づき、同号に規定する金品を次のように指定し、平成二十二年分以後の所得税について適用する。なお、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の八第一項に規定する金品を指定する件（平成二十一年三月財務省告示第百一十号）は、廃止する。

一 オリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者でオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号。以下「顕彰規程」という。）第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰（顕彰規程第四条の規定により国が奨励する同条に規定する表彰をいう。以下同じ。）をするものとして財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）から交付される金品

二 パラリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者で顕彰規程第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰をするものとして財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）から交付される金品

三 オリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者で顕彰規程第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰をするものとして所得税法第九条第一項第十四号に規定する団体から交付

される金品（次に掲げる金品の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する部分に限る。）

イ オリンピック競技大会において第一位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 五百万円

ロ オリンピック競技大会において第二位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 二百万円

ハ オリンピック競技大会において第三位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 百万円

四 パラリンピック競技大会において第一位から第三位までに入賞した者で顕彰規程第二条の規定により国の顕彰を受けたものに対し表彰をするものとして所得税法第九条第一項第十四号に規定する団体から交付される金品（次に掲げる金品の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する部分に限る。）

イ パラリンピック競技大会において第一位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 五百万円

ロ パラリンピック競技大会において第二位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 二百万円

ハ パラリンピック競技大会において第三位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品 百万円